

東京海洋大学海洋資源環境学部における早期卒業認定基準

平成29年2月20日

海洋大規第96号

改正 平成30年2月27日 海洋大規第11号

(趣旨)

第1 この基準は、東京海洋大学海洋資源環境学部履修規則（以下「履修規則」という。）第5条第2項の規定に基づき、海洋資源環境学部における早期卒業の取扱いについて定めるものとする。

(早期卒業の対象)

第2 早期卒業の対象とする学生は、履修規則第5条第1項の規定に基づき、本学に3年以上在学し、かつ、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得した者とする。ただし、再入学した学生、転学部した学生、転学科した学生、休学期間がある学生、履修規則第24条に規定する教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする学生、同第25条に規定する学芸員の資格を取得しようとする学生及び同第30条に規定する水産専攻科への進学（東京海洋大学専攻科規則第13条の規定に基づく入学（補充入学）を含む。）を志望する学生は、早期卒業の対象としない。

(早期卒業時の成績優秀の認定基準)

第3 履修規則第5条第1項に規定する早期卒業時の優秀な成績とは、第1年次、第2年次及び第3年次それぞれの年次において、卒業の要件にかかわらず、各年次での履修登録した科目数（成績評価が「認」（T）の科目を除く。）の95%以上（小数点第一位切上げ）が「A+」又は「A」であり、かつ、不合格（「F」、「試験欠席」（NP）又は「出席不足」（M））となった科目がないこととする。

(早期卒業の意思確認及び申請)

第4 早期卒業を希望する学生（第2ただし書きに規定する早期卒業の対象としない学生を除く。）は、次の各号の申請期間全てにおいて、早期卒業を希望する旨を別紙様式1により海洋資源環境学部長（以下「学部長」という。）へ申請するものとする。

- 一 第1年次終了時に第3に規定する早期卒業時の成績優秀の認定基準を満たした場合 第1年次後学期の成績発表日から第2年次前学期の履修登録開始日まで
- 二 第2年次終了時に第3に規定する早期卒業時の成績優秀の認定基準を満たした場合 第2年次後学期の成績発表日から第3年次前学期の履修登録開始日まで

(履修登録単位数の上限)

第5 早期卒業を希望する旨を学部長へ申請した学生（以下「早期卒業申請学生」という。）のうち第4第1号に規定する申請期間内に申請した学生は、履修規則第9条の規定にかかわらず、第2年次での履修登録単位数の上限を、第3年次における履修登録単位数の上限に変更するものとする。

(高年次科目の履修登録の特例)

第6 早期卒業申請学生は、所属学科の学科主任及び学生支援教員の指導・助言に基づく場合、履修規則第7条の規定にかかわらず、第2年次において第3年次及び第4年次に開設されている授業科目（履修規則第10条に規定する手続きを経た他学科及び他学部

の授業科目を含む。以下同じ。) の履修登録を認めるものとする。ただし、第4年次に開設されている授業科目のうち卒業論文及びセミナー、教職実践演習(中・高)、教育実習指導、教育実習Ⅰ、教育実習Ⅱ、博物館実習Ⅱ、乗船実習Ⅲ並びに乗船実習Ⅳの履修登録は認めない。

(卒業論文及びセミナー並びに大学院先行履修の授業科目の履修登録の特例)

第7 早期卒業申請学生が、第2年次終了時点で第4年次への進級の要件を満たした場合、履修規則第22条の規定に基づき第3年次において卒業論文及びセミナー並びに履修規則第11条に規定する手続きを経た大学院先行履修の授業科目の履修登録を認めるものとする。ただし、第4年次に開設されている授業科目であっても教職実践演習(中・高)、教育実習指導、教育実習Ⅰ、教育実習Ⅱ、博物館実習Ⅱ、乗船実習Ⅲ及び乗船実習Ⅳの履修登録は認めない。

(早期卒業の申請取下げ等)

第8 早期卒業申請学生が、早期卒業の申請を取り下げる理由が生じた場合、早期卒業の申請を取り下げる旨を別紙様式2により学部長へ届け出るものとする。なお、早期卒業の申請を取り下げる旨を学部長へ届け出た後、再度早期卒業の申請はできない。

第9 早期卒業申請学生が、休学をした場合、第3に規定する早期卒業時の成績優秀の認定基準を満たさなくなった場合、第2年次終了時点で第4年次への進級の要件を満たさなかった場合又は第4第2号に規定する申請期間内に早期卒業を希望する旨を学部長へ申請しなかった場合、早期卒業の申請を取り下げる旨を学部長へ届け出たものとみなす。この場合、再度早期卒業の申請はできない。

第10 早期卒業申請学生が、第3に規定する早期卒業時の成績優秀の認定基準を満たさなくなった場合、第3年次終了時に卒業の要件を満たした場合であっても、第3年次終了時又は第4年次前学期終了時での早期卒業は認めない。第4年次での休学期間がない場合、第4年次終了時での通常の卒業となる。

第11 第8から第10までの場合において、早期卒業申請学生に係る、第5の規定により変更された履修登録単位数の上限、第6の規定により履修登録した高年次に開設されている授業科目での修得単位並びに第7の規定により履修登録した卒業論文及びセミナー並びに大学院先行履修の授業科目での修得単位は、そのまま認めるものとする。

(早期卒業の申請及び申請取下げ後の学部長の対応等)

第12 学部長は、第4の規定に基づき早期卒業を希望する旨の申請があった場合、第8の規定に基づき早期卒業の申請を取り下げる旨の届け出があった場合、第9の規定に基づき早期卒業の申請を取り下げる旨を届け出たものとみなした場合及び第10の規定に基づき第3に規定する早期卒業時の成績優秀の認定基準を満たさなくなったため第3年次終了時に卒業の要件を満たしたが早期卒業を認めないこととした場合は、教務委員会及び教授会に報告するものとする。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年海洋大規第11号)

- 1 この基準は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在学する学生にあっては、なお従前の例による。

別紙様式1

海洋資源環境学部早期卒業申請書

平成 年 月 日

海洋資源環境学部長 殿

所属学科
年 次
学籍番号
氏 名

私は、早期卒業時の成績優秀の認定基準を満たしており、第3年次終了時での早期卒業を希望しますので、下記のとおり申請します。

記

	履修登録した科目数※	「A+」又は「A」の科目数	「A+」又は「A」の割合	確認※※
①第1年次終了時			%	
②第2年次終了時			%	

※成績評価が「認」(T)の科目を除きます。

※※の欄は、教務課教務係で使用します。

所属学科の学科主任の確認	印
所属学科の学生支援教員の確認	印

学科主任及び学生支援教員は、早期卒業の申請内容を確認の上、自署・押印してください。

(注意1) 早期卒業の対象としない学生は、次のとおりです。

- (1) 再入学した学生
- (2) 転学部した学生
- (3) 転学科した学生
- (4) 休学期間がある学生
- (5) 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする学生
- (6) 学芸員の資格を取得しようとする学生
- (7) 水産専攻科への進学（補充入学を含む。）を志望する学生

(注意2) 早期卒業時の成績優秀の認定基準は、次のとおりです。

第1年次、第2年次及び第3年次それぞれの年次において、卒業の要件にかかわらず各年次での履修登録した科目数（成績評価が「認」(T)の科目を除く）の95%以上（小数点第一位切上げ）が「A+」又は「A」であり、かつ不合格（「F」、「試験欠席」(NP)又は「出席不足」(M)）となった科目がないこと。

(注意3) 早期卒業を希望する旨を、次の①②それぞれの期間内で申請する必要があります。

①第1年次終了時に早期卒業時の成績優秀の認定基準を満たした場合、第1年次後学期の成績発表日から第2年次前学期の履修登録開始日まで

②第2年次終了時に早期卒業時の成績優秀の認定基準を満たした場合、第2年次後学期の成績発表日から第3年次前学期の履修登録開始日まで

(注意4) 早期卒業の申請手順は、次のとおりです。

(1) 教務課教務係では、早期卒業時の成績優秀の認定基準を満たしているかを確認します。

(2) (1) の確認後、早期卒業を申請する学生は、学科主任及び学生支援教員へ早期卒業の申請内容の確認を依頼します。その際、学科主任及び学生支援教員は、早期卒業を申請する学生に対し、必要に応じて指導・助言を行います。

(3) (2) の確認後、早期卒業を申請する学生は、教務課教務係へ提出します。

(注意5) 次の場合、早期卒業の申請を取り下げる旨を届け出たものとみなします。この場合、再度早期卒業の申請はできません。

(1) 休学をした場合

(2) 早期卒業時の成績優秀の認定基準を満たさなくなった場合

(3) 第2年次終了時点で第4年次への進級の要件を満たさなかった場合

(4) (注意3) ②に規定する申請期間内に早期卒業を希望する旨を申請しなかった場合

(注意6) 早期卒業時の成績優秀の認定基準を満たさなくなった場合、第3年次終了時に卒業の要件の単位数を満たした場合であっても、第3年次終了時又は第4年次前学期終了時の早期卒業は認めません。第4年次での休学期間がない場合、第4年次終了時の通常の卒業となります。

別紙様式2

海洋資源環境学部早期卒業申請取下げ届

平成 年 月 日

海洋資源環境学部長 殿

所属学科
年 次
学籍番号
氏 名

私は、早期卒業時の成績優秀の認定基準を満たしているとして、第3年次終了時での早期卒業を希望する旨を申請しましたが、下記の理由により、早期卒業の申請を取り下げます。

記

早期卒業の申請を取り下げる理由

所属学科の学科主任の確認	印
所属学科の学生支援教員の確認	印

学科主任及び学生支援教員は、早期卒業の申請取下げの内容を確認の上、自署・押印してください。

(注意1) 早期卒業の申請を取り下げた後、再度早期卒業の申請はできません。

(注意2) 早期卒業の申請を取り下げる手順は、次のとおりです。

- (1) 早期卒業の申請を取り下げる学生は、学科主任及び学生支援教員へ早期卒業の申請を取り下げる内容の確認を依頼します。その際、学科主任及び学生支援教員は、早期卒業の申請を取り下げる学生に対し、必要に応じて指導・助言を行います。
- (2) (1) の確認後、早期卒業の申請を取り下げる学生は、教務課教務係へ提出します。